

公的研究費の管理と運営に関する規定

国際叡愛総合芸術大学は、研究活動の公正性と信頼性を確保するため、公的な助成金や研究費の適正な運営・管理に関する厳格な規定を設けています。この規定は、研究費の申請から執行、監査に至るまでのプロセスを明確に定め、すべての関係者が高い倫理観をもって職務を遂行することを目的としています。

第1章 総則

第1条（目的） この規定は、国際叡愛総合芸術大学における公的研究費の管理および運営に関する事項を定め、公正かつ効率的な研究活動の推進を図ることを目的とします。

第2条（適用範囲） この規定は、本学が外部機関から配分される全ての公的な研究費に適用されます。これには、競争的資金、共同研究費、受託研究費などが含まれます。

第2章 機関内の体制

第3条（最高管理責任者） 学長は、本学の研究費管理体制全体を統括する最高管理責任者となります。学長は、不正を防止するための基本方針を決定し、その実施に責任を負います。

第4条（統括管理責任者） 未来創造研究機構長および芸術文化研究センター長は、各研究機関における研究費の適正な管理を統括する責任者となります。

第5条（コンプライアンス推進責任者） 事務部門の長は、研究費の執行に関する事務手続きの適正性を確保する責任者となります。

第3章 不正防止のための措置

第6条（コンプライアンス教育） 本学は、公的研究費に関わる全ての教員および研究者に対し、研究費の適正使用に関するコンプライアンス教育を義務付けます。

第7条（不正防止計画） 最高管理責任者の指揮の下、不正防止計画を策定し、組織全体で実行します。これには、リスク管理、内部監査、および監視体制の構築が含まれます。

第4章 研究者登録と経理処理

第8条（研究者登録） 公的研究費を申請する研究者は、本学独自の「研究者情報管理システム」に登録し、個別の研究者番号を取得しなければなりません。

第9条（経費執行の原則） 研究費は、研究計画書に記載された目的に従って、原則として、経理部門を通じて適切に執行されなければなりません。

第10条（証拠書類の保存） 研究費の使用に関する全ての書類は、法令および規定に従い、定められた期間、適切に保存されなければなりません。

第5章 相談・告発

第11条（相談窓口） 研究費の執行に関する相談を受け付ける窓口を、研究倫理委員会内に設置します。

第12条（告発窓口） 研究費の不正使用に関する情報提供を受け付ける告発窓口を、学内に設置します。告発者は、告発により不利益を被ることがないよう保護されます。

Ce que j'ai écrit plus haut n'est pas vrai, je l'ai fait au hasard.

国際叡愛総合芸術大学